

## 民事裁判手続のIT化に関する論点についての補足的な検討

(前注) 本部会資料は、民事裁判手続のIT化に関するいくつかの論点について、補足的な検討をしようとするものである。具体的には、システム送達及びハイブリッド方式による証拠調べの手続について、検討すべき論点を整理しようとするものであるが、民事訴訟法（IT化関係）等の改正については、現在、中間試案についてパブリック・コメントの手続が行われているところであり、現時点において、このような手続を導入することの可否やその具体的な規律の内容までを検討の対象とするものではない点に留意されたい。

### 第1 システム送達

#### 1 問題の所在

民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案（以下「試案」という。）では、インターネットを用いた新たな送達方法として、システム送達を導入することが提案されている（試案第3の1）。システム送達に関する具体的な規律については、現在実施されているパブリック・コメントの結果も踏まえ、引き続き検討する必要があると考えられるものの、これまでの部会での議論では、このような送達方法を導入すること自体については、大きな異論がみられなかったところである。

一方で、システム送達は、現行法における送達方法と大きく異なるものであるため、その具体的な規律を検討するに当たっては、現行法における送達の捉え方との関係や、仮に現行法における考え方と異なる部分があるとして、どのような部分が異なるのかについての検討が必要であると思われる。そこで、本部会資料では、今後システム送達に関する具体的な規律等について更に検討していくために、その前提となる論点について、一定の整理を試みるものである。

#### 2 システム送達における送達の効力発生要件の捉え方

(1) 送達とは、法定の形式により名宛人に対し書類を交付し、又は交付を受けられる機会を与え、かつ、その公証を行う裁判機関の行為であるとされる。現在の実務では、現行法の各規定に基づき、裁判所書記官が送達を受けるべき者に送達すべき書類を交付又は郵送する方法により送達を行っている。

システム送達においても、現行法における送達概念、すなわち、送達とは、法定の形式により名宛人に対し書類を交付し、又は交付を受けられる機会を与え、かつ、その公証を行う裁判機関の行為であるとする考え方を変更しよ

うとするものではない。試案においては、システム送達は「裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに送達すべき電子書類を記録し、(略)通知アドレスの届出をした当事者等の通知アドレスにその旨を通知してする」ものとされており、「通知アドレスの届出をした当事者等が電子情報処理組織を用いて送達すべき電子書類の閲覧又は複製をした時(略)にその効力を生ずる」ものとされている。ここでは、①事件管理システムへのアップロード、②通知及び③閲覧(ブラウザ上において送達すべき電子書類の内容が表示され、これを閲覧することができる状態になること)又は複製(ダウンロード)の三つが満たされることをもって、「名宛人に対し書類を交付し、又は交付を受ける機会を与え」た場合と同程度の確実性をもって名宛人に対して当該電子書類の内容を了知させ、又は了知する機会を与えたものと評価することができるという考え方に立つものである。このような考え方からは、システム送達における送達の効力発生要件は、事件管理システムへのアップロード、送達を受けるべき者に対する通知及び送達を受けるべき者の閲覧又は複製の三つを指すものと考えられる。

- (2) 仮にシステム送達の効力発生要件を上記のとおり捉えた場合には、上記の三つの要件は、時系列的には、事件管理システムへのアップロード、送達を受けるべき者に対する通知、送達を受けるべき者の閲覧等という順序で充足されていくことが典型的には想定される。もっとも、仮に送達すべき電子書類が事件管理システムにアップロードされてからその旨が通知されるまでの間にタイムラグがあるとすると、送達を受けるべき者が通知の発出前に当該電子書類の閲覧等をする可能性がある。このような場合に、そのような閲覧等を送達の効力発生要件としての閲覧等とみてよいかという点が問題となり得る。

システム送達における通知は、送達の対象となる電子書類及び送達の名宛人を特定するとともに、名宛人とされた者が、送達すべきものとして特定されたその電子書類につき、自身が送達を受けるべき立場にあることを前提としてその内容を了知する契機となるものと位置付けられるものと考えられる。ところで、現在の書面による送達においては、送達しなければならない書類が誤って直送された場合(例えば、訴えの変更についての記載を含む準備書面が、誤って送達を要しないものとして直送された場合等)には、直送を受けた者から当該書類の受領書の提出があったときであっても、改めて当該書類を送達すべき書類として名宛人に交付するなどして送達の手続がとられており、送達の効力も、送達の手続がとられた時に発生するものと取り扱われている。このように、現行法の下においては、当該書類が送達すべき

書類であるとの認識を欠いたまま名宛人が単にその書類の交付を受けたのみでは、当該交付は送達の構成要素としての交付とはなり得ず、名宛人が送達すべき書類の内容を事前に了知しているという事実は、その後の送達の必要性を左右するものとも考えられていない。そうすると、システム送達についても、その効力発生要件としての閲覧等については、通知を前提とした閲覧等に限られるべきであって、送達を受けるべき者が通知の発出前に送達すべき電子書類の閲覧等をした場合には、それは名宛人が送達を受けるべき電子書類の閲覧等であるとの認識を欠くままにされたものであるから、当該閲覧等を送達の効力を発生させる閲覧等とみることは困難であるようにも思われる。また、現行法の下においては、送達しなければならない書類が誤って直送され、当該書類の受領書の提出があった場合であっても、改めて送達の手続がとられていることは上記のとおりであり、このことに鑑みると、名宛人が既に送達すべき電子書類の閲覧等をし、その内容を了知していたからといって、そのことから直ちに改めてシステム送達をすることが不要であるともいい難いところである。

もっとも、通知が発出された後に閲覧等がされた場合であっても、送達を受けるべき者に通知が到達したことを裁判所において確認することは技術的に困難である場合もあること等からすると、送達を受けるべき者の閲覧等が通知を契機としたものであることを担保することはいずれにしても困難であるように思われる。この点で、システム送達の三つの要件が上記の典型的に想定される時系列に従い充足された場合であっても、その閲覧等が通知を契機としないものである可能性を排除することはできない。また、送達を受けるべき者が既に送達すべき電子書類の閲覧等をしている場合に、通知が発出された後に改めて閲覧等をしなければ送達の効力が発生しないものとするときは、名宛人による早期の再度の閲覧等を期待することが困難である事例もあると考えられるところであり、結果として送達の効力発生時期を不当に遅らせるものとなり相当でないようにも思われる。

このように考えると、システム送達においては、通知の前に閲覧等がされた場合であっても、当該閲覧等は送達の効力発生要件としての閲覧等に当たるものとするのが考えられる。具体的には、単に前記の三つの効力発生要件の充足の先後関係は問わないとすることや（ただし、このような考え方を採る場合には、閲覧等の時にシステム送達の効力が発生するものとする試案の規律は見直す必要があると思われる。）、通知が発出される前に閲覧等がされた場合には、その後通知が発出された時に閲覧等がされたものとみなす旨の規律を置くことが考えられるが、このような考え方を採ることができるか

どうかについては、前記の通知の位置付けや現行法の取扱いとの整合性も踏まえつつ検討することが必要であるように思われる。

- (3) 以上を踏まえ、システム送達における通知の位置付け及びこれに関係する論点について、どのように考えるか。また、このほかにシステム送達に関する理論的な問題として、検討すべき論点はあるか。

## 第2 ハイブリッド方式による証拠調べ

### 1 問題の所在

試案では、裁判所外における証拠調べとウェブ会議等による証拠調べとを併用し、受訴裁判所の合議体の構成員の一部が証拠の所在地に直接赴いて手続を行い、残りの一部がウェブ会議等を通じて手続を行う方式（ハイブリッド方式）による証拠調べの手続を導入することが提案されている（試案第10の3(2)）。部会のこれまでの議論では、このような方式による証拠調べの手続を導入する場合には、手続の公開の要否等について検討する必要があるとの指摘があった。この点をどのように考えるかは、ハイブリッド方式による証拠調べの手続の法的な位置付けをどのように捉えるかにもよるよう思われる。

本部会資料では、今後ハイブリッド方式による証拠調べの手続に関する具体的な規律等について更に検討していくために、その前提として、ハイブリッド方式による証拠調べの法的な位置付けについての考え方や検討すべき論点について、一定の整理を試みるものである。なお、ウェブ会議等による証人尋問若しくは検証又は裁判所外における証拠調べ等に関する原則的な規律については、現行法に規定されているもののほか、試案において提案されているものをひとまずの前提とするものとする。

### 2 ハイブリッド方式による証拠調べの法的な位置付けについての考え方

上記のとおり、ハイブリッド方式による証拠調べは、裁判所外における証拠調べとウェブ会議等による証拠調べという二つの手続を併用するものであるが、その理論的な位置付けを検討するに当たっては、これらの手続のいずれを中心として考えるかによって、二つの異なる考え方があり得るものと思われる。

まず、ハイブリッド方式による証拠調べの手続について、これを現行法の裁判所外における証拠調べ（法第185条）と同様に、口頭弁論の期日とは異なる証拠調べの期日における手続であると捉える考え方がある（以下このような考え方を「構成①」とする。）。試案では、法第185条の改正によりハイブリッド方式による証拠調べの規律を設けることを提案しており、ひとまずはこのような考え方を前提としているものである。他方で、ハイブリッド方式による

証拠調べについて、これを現行法におけるテレビ会議を利用した証人尋問（法第204条）と同様に、口頭弁論の期日における手続であると捉える考え方もあり、試案においては、この考え方を（注）で記載している（以下このような考え方を「構成②」とする。）。

### 3 それぞれの考え方を採った場合における帰結

まず、口頭弁論の期日か証拠調べのみを目的とする期日かという違いから生ずる差異として、期日において証拠調べ以外の弁論を行うことができるかという点がある。構成①を採った場合には、当事者は、ハイブリッド方式による証拠調べを行う期日において弁論を行うことはできないこととなる。これに対し、構成②を採った場合には、当事者は、例えば、ハイブリッド方式による証拠調べが実施された後、その結果を踏まえて同一の期日において主張を提出することも可能であることとなる。

また、構成①又は構成②のいずれを採るかによって、手続の公開に関する考え方が異なり得るものと思われる。憲法第82条により公開の法廷において行うこととされている「対審」とは、民事訴訟においては口頭弁論を指すものと解されており、口頭弁論の期日において行われる証拠調べは公開することを要するが、裁判所外における証拠調べは、これを公開することを要しないとされる（なお、大審院明治45年2月5日判決・民録18集58頁においては、口頭弁論の期日ではない期日において受命裁判官や受託裁判官が行う証拠調べについては、公開を要しないものとされている。）。ハイブリッド方式による証拠調べについてもこのような理解を前提としたとすると、手続の位置付けについて構成②を採った場合には、手続を公開して行うことが必要となるのに対し、構成①を採った場合には、手続を公開することは必要なものではないということとなる。他方で、法は、大規模訴訟等に関する特則として、受命裁判官に裁判所内で証人等の尋問をさせることができるものとしている（法第268条）。この規定に基づく証人尋問は、口頭弁論の期日ではない証拠調べの期日における手続であり、公開することを要しないと解されているが、裁判所内で行われる証拠調べの手続であることを踏まえ、公開の法廷で実施すべきであるとの見解もある。このような見解は、口頭弁論の期日ではない証拠調べの期日であっても、公開の原則が及ぶ手続が存在するという考え方を前提としているものと考えられ、このような考え方に立つとすると、構成①を採った場合であっても、直ちに手続の公開が不要となるものではないこととなる。

次に、証拠調べの結果を証拠資料とするための手続の要否について差異がある。口頭弁論の期日において証拠調べを行った場合には、その結果は当然に証

拠資料となるが、裁判所外において証拠調べを行った場合には、その結果はその後の口頭弁論の期日において顕出されて初めて証拠資料となる。したがって、ハイブリッド方式による証拠調べの手続について構成①を採った場合には、これを証拠資料とするためには口頭弁論の期日における顕出が必要となる。

さらに、構成①を採るか構成②を採るかによって、手続を行う場所や当事者の出頭に関する考え方についても違いが生ずるものと思われる。まず、構成①を採った場合には、ハイブリッド方式による証拠調べの手続は裁判所外における証拠調べとして位置付けられるため、手続を行う場所は裁判所外である証拠方法の所在地（現地）となる。したがって、当事者は原則として現地に出頭することとなり、裁判所が相当と認める場合には、ウェブ会議を通じて手続に関与することができることとなる（なお、ウェブ会議を通じて手続に関与する場合における当事者の所在場所は、法廷に限られるものではない。このことは、現地に赴かずに手続を行う裁判官についても同様である。）。一方で、構成②を採った場合には、ハイブリッド方式による証拠調べの手続は口頭弁論の期日における手続と位置付けられることとなるため、当該手続は法廷において行うこととなり、当事者も原則として法廷に出頭することとなる。この場合に、当事者が現地に赴き、そこから手続に関与するときには、当該当事者はウェブ会議を通じて手続に関与しているものと位置付けられることとなる。

なお、構成①及び構成②は、いずれもハイブリッド方式による証拠調べの手続が受命裁判官による手続ではなく合議体による手続であることを前提とするものであり、この点に差異はない（したがって、いずれの構成を採る場合であっても、裁判長が訴訟指揮を行うこととなる。）。

以上を整理すると、以下の表のとおりである。

	構成①	構成②
当事者の弁論の可否	否	可
公開の要否	(裁量的)	必要的
証拠調べの結果の顕出の要否	必要	不要
手続を行う場所	現地	法廷
現地に赴かずに手続を行う裁判官の所在場所	任意の場所	法廷
現地で手続に関与する当事者の取扱い	現実の出頭	ウェブによる出頭

#### 4 検討すべき論点の整理

- (1) 3で整理したとおり、ハイブリッド方式による証拠調べの手続の法的な位置付けをどのように考えるかによって、手続の内容等が変わり得るものと考えられるため、この点について検討をする必要があるものと思われる。

この点について、受訴裁判所の証拠調べは、その所属する裁判所の法廷において口頭弁論の期日における手続として行われるのが原則であるという考え方を徹底すると、ハイブリッド方式による証拠調べについても、その性質上可能である限り、口頭弁論の期日における手続と捉えるべきであるとも考えられる。

他方で、現行法は、一定の場合に受命裁判官に証拠調べを行わせることを認めているが（法第185条、法第195条等）、この場合における証拠調べは、口頭弁論の期日とは異なる期日における手続であると捉えられており、現行法上、口頭弁論の期日において受命裁判官により証拠調べの手続が行われることはない。そうすると、現行法は、口頭弁論の期日における証拠調べについては、法廷に合議体の構成員の全員がそろっていることを当然の前提としているものと解されるが、このような考え方が、合議体の構成員の一部がウェブ会議等を通じて手続を行う場合であっても同様に妥当するものと考えると、ハイブリッド方式による証拠調べについては、合議体の構成員の一部が法廷に現実に所在しない以上、口頭弁論の期日とは異なる証拠調べの期日における手続と捉えるべきであるとする考え方もあり得るものと考えられる。

- (2) また、構成①及び構成②は、前記のとおり、いずれもハイブリッド方式による証拠調べの手続が合議体による手続であることを前提とするものである。この手続においては、証拠方法となるのは現地に所在する証人や検証の目的そのものであり、現地で証拠調べを行う裁判官は、現地において見聞きした内容により、ウェブ会議等を通じて証拠調べを行う裁判官は、ウェブ会議等を通じて見聞きした内容により、それぞれ心証を形成することとなる。

ところで、現行法の下では、合議体によって行われる手続においては、合議体の構成員は、同じ証拠資料に基づき各自が心証を形成した上で、合議を経て合議体としての結論を形成していくことが前提となっているものと思われる。受命裁判官による証拠調べは許容されているが（法第171条第2項、法第170条第2項、法第185条、法第195条等）、この場合においても、その後の口頭弁論において弁論準備手続の結果や証拠調べの結果が顕出されることにより、受命裁判官の行った当該証拠調べの結果が受命裁判官以外の裁判官の関係においてもそのまま証拠資料となるものと考えられる。

なお、受命裁判官が証拠調べを行った場合においては、受命裁判官以外の裁判官が証拠調べの実施後に調書等によりその結果を確認することはあり得るものと思われる。また、規則上も、受訴裁判所は、受命裁判官に文書の証拠調べをさせるに当たり、調書に記載すべき事項を定め、又は文書の写しを調書に添付することができるものとされている（規則第142条）。これらのことからすると、現行法は、一見すると合議体の構成員の各自が異なる証拠資料を基礎とすることがあり得ることを想定しているようにも思われるが、これは、飽くまでも口頭弁論において証拠調べの結果が顕出されることにより、受命裁判官がした証拠調べの結果が合議体の構成員の全員において同一のものとして証拠資料となることを前提としつつ、その補助的な措置として位置付けられるものにすぎないように思われる。そうすると、現行法においては、合議体の構成員の全員が同一の証拠資料に基づき事実認定を行うという枠組みは維持・貫徹されているものと思われる。

これに対し、ハイブリッド方式による証拠調べについては、前記のとおり、合議体の構成員がそれぞれ異なる方法により証拠の状況を確認することとなる（中間試案において提案されている規律の中でも、ウェブ会議等を利用して証拠調べを行う場合には一定の要件を課すことが想定されており（試案第9の1、第10の2等）、このような規律は、証拠を直接確認する方法とウェブ会議等を通じて確認する方法との間に、証拠を確認するための手段として実質的に差異があるという考え方を前提としているものと考えられる。）。そうすると、証拠調べの結果として形成された証拠資料が合議体の構成員の間で同一のものといえるのか、同一のものといえないとすれば、このような取扱いを認めることが合議体による手続に関する現行法の考え方と整合するかどうかについても、検討する必要があると思われる。

- (3) 以上を踏まえ、ハイブリッド方式による証拠調べの手続の法的な位置付け及びこれに関係する論点について、どのように考えるか。また、このほかにハイブリッド方式による証拠調べに関する理論的な問題として、検討すべき論点はあるか。